

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第7回島根海区漁業調整委員会が、平成25年8月12日（月）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について諮問、協議等が行われました。

（1）共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許申請について（諮問）

○平成25年9月1日に予定されている漁業権の一斉切替に向けた手続の一環で、平成25年4月30日に公示した漁場計画に基づいて提出のあった、免許申請に関する諮問です。

○免許申請締め切りの本年7月12日までに申請のあった件数は以下のとおりであり、審査の結果、いずれの申請についても適正である旨、県から報告がありました。

共同漁業 第一種：39件、第二種：34件、第三種：5件

定置漁業：19件、第一種区画漁業：39件

○免許することについての県からの諮問に対し、委員会審議の結果、免許してさし支えない旨の答申をすることが決定されました。

（2）定置漁業の保護区域の設定について（協議）

○従来から定置漁業権の免許に併せ、委員会指示により釣り・延縄、網漁業など他の漁業の操業を規制する保護区域を設定しています。

○今回も一斉切り替えに併せて定置漁業者から定置漁具付近の一定の水域に保護区域を設定するよう要望があり、協議が行われました。

○県から、一部の地区においては保護区域の拡大について要望があったこと、現行の保護区域の範囲は、長年の調整を経たもので、漁業者間で定着しているため、区域を拡大するには慎重な検討が必要との説明がありました。

○委員からは、従来と比べいか釣りの光力が大きくなっているため、定置網の漁獲への影響が生じていることや区域変更には他の沿岸漁業者との調整が必要である旨の意見が出されました。

○審議の結果、会長のまとめとして、委員から見直しの必要性も含めいろいろな意見があったことを議事録にしっかり残したうえで、今後も

調整を行っていくこととし、保護区域は現行どおりの範囲とすることが決定されました。

[保護区域の範囲]

- ・網漁業の規制：全面 500m、後面 200m、沖合 200m
- ・釣・延縄漁業の規制：全面 200m、後面 150m、沖合 150m

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会関係

1) 平成26年度の日本海ブロック要望事項について

平成26年度の中央省庁等へ要望事項をまとめる本年度開催の日本海ブロック会議に提出する要望事項について検討が行われました。竹島を抱える島根県の海区委員会としては、竹島の領土権確立、暫定水域の撤廃、韓国漁船の違反操業の根絶等について取り組む必要があり、引き続き粘り強く要望していくことが決定されました。

2) 平成25年度ブロック会議の開催計画（案）について

本年度の日本海ブロック会議は、島根県の海区委員会が幹事となって島根県内で開催することとなっていることから、事務局から計画概要について説明がありました。事務局からは、本年10月～11月に松江市において開催し、日本海側各県海区から約60名の出席が見込まれることなどについて説明がありました。また、幹事県が担う会議の議長については、本年の島根連合海区の会長は島根海区が務める期間に当たることから、島根海区の岸会長が議長を務めることが確認されました。

(4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

国が設置するこの委員会の委員の任期が本年9月30日で満了となることから、国からの依頼に基づき次期委員の互選が行われました。

先般8月6日に行われた隠岐海区委員会では、今回の委員互選については、管轄する海域に沖合底びき網漁業など広域的な漁業を有する島根海区から選出することが妥当との意見も尊重した上で、協議の結果、現在の委員である島根海区の岸会長に代わり、会長職務代理者である肥後委員を次期委員に選出することに決定しました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950